

令和5年6月26日
北九州市教育委員会
北九州市立高等学校

報道機関 各位

北九州市立高等学校の授業料の徴収漏れ及び過徴収について

北九州市立高等学校において、下記のとおり、授業料の徴収漏れ及び過徴収が発生しました。関係の皆様にご迷惑をおかけしたことににつきまして、深くお詫び申し上げます。

記

1 事案の概要

高等学校等の授業料については、世帯の収入が一定額未満となる場合、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができ、公立高等学校等の授業料（全日制は9,900円/月）が実質無償となります。就学支援金に申請したご家庭については、認定結果が出るまでの間、授業料の徴収を一旦停止しますが、認定されなかった場合には停止していた期間の授業料を含めて徴収を再開することとしています。

このたび、令和3・4年度の就学支援金申請時に授業料の徴収を一旦停止していた方について、適切に徴収を再開していなかった事案と、就学支援金の対象となった後も徴収を継続していた事案があることがわかりました。

【対象者及び金額】

徴収漏れ 21名（全員の合計金額：752,400円）

（内訳）

徴収漏れが判明した方： 在校生の保護者 18名（653,400円）
令和4年度卒業生の保護者 3名（99,000円）

過徴収 1名（金額：89,100円）

過徴収が判明した方： 令和4年度卒業生の保護者 1名（89,100円）

2 判明のきっかけ

令和5年度の就学支援金事務に当たり、令和4年度の書類を確認する中で、就学支援金が不認定となった方々について、停止期間中等の授業料を遡って徴収していなかったことが判明しました。

当該事案を受けて、過去5年間の授業料の徴収記録及び就学支援金の認定状況を突合せたところ、過徴収（就学支援金の認定者から授業料を徴収していた）の事案も1件見つかりました。

3 発生原因

授業料の徴収業務と就学支援金認定状況の整理・把握を別々の職員が担当しており、それぞれのデータの突合作業が適切に行われていなかったことが原因と考えています。

4 今後の対応

対象の保護者に連絡・謝罪の上、徴収漏れの方には納付を依頼し、過徴収の方には還付を行います。

5 再発防止策

就学支援金の申請を行った方の授業料について、認定結果が判明した後の突合フローの見直しを行い、申請期間中に停止した授業料の徴収再開等の対応を適切に行うとともに、複数名の職員でチェックすることを徹底いたします。

6 参考資料

(1) 高等学校等就学支援金にかかるチラシ（福岡県）

【問合せ先】

北九州市立高等学校

増田（副校長）・森（事務長） 電話 093-881-5440

教育委員会指導企画課

浜崎（課長）・篠原（係長） 電話 093-582-2367

高等学校等 毎月の授業料を軽減します！ 就学支援金のお知らせ

高等学校等の授業料は、世帯の収入が一定額未満となる場合、就学支援金の支給を受けることができ、公立高等学校等は授業料が実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。

■ 対象となる世帯は？

世帯年収910万円未満程度※の方が対象となります。

※保護者のうち一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合のあくまでも目安となります。

■ 支給額(授業料に充てる額)は？

公立	全日制 (月額)		9,900 円	
	定時制 (月額)	単位制以外	2,600 円または2,700 円	
		1年で履修する単位制	130 円/1単位あたり	
		半年で履修する単位制	260 円/1単位あたり	
	通信制 (年額)		300 円/1単位あたり	
専攻科 (月額)	年収目安 270 万円未満		9,900 円	
	年収目安 270～380 万円未満		4,950 円	
(支給上限額) 私立	全日制 (月額)	年収目安 590 万円未満	33,000 円	
		年収目安 590～910 万円未満	9,900 円	
	通信制 (年額)		4,812円/1単位あたり (基準額)	
	専攻科 (月額)	年収目安 270 万円未満		35,600 円
		年収目安 270～380 万円未満		17,800 円

※公立の場合は、支援金が授業料に充てられ、授業料全額が実質無償となります。

※私立の場合は、支給される上限額となります。

■ 就学支援金の支給を受けるには？

高等学校等入学後、各学校で手続きが必要となります。

※申請書の配布や手続きについての詳しい説明は、入学後に各学校で行います。

入学後スムーズな手続きのために

今からできること

**マイナンバー
の準備！**



※カードがなくても申請は可能です
※御自身のマイナンバーが分かるものをご準備ください

税の申告！

収入がなくても必要です

TAX

**税務署 &
市町村役所**